

# 報 酬 規 程

弁護士法人たいよう  
(平成 30 年 2 月 1 日規定)

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、弁護士法人たいよう（以下「たいよう」と称する）が、その職務に関して受ける弁護士報酬及び実費等の標準を示すことを目的とする。

(弁護士報酬の種類)

第2条 弁護士報酬は、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料及び日当とする。

2 前項の用語の意義は、次表のとおりとする。

法律相談料	依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定、電話による相談を含む。）の対価をいう。
書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいう。
着手金	事件又は法律事務（以下「事件等」という。）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。
手数料	原則として一回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
日当	弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること(委任事務処理自体による拘束を除く。)の対価をいう。

(弁護士報酬の支払時期)

第3条 着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件等の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、この規程に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受ける。

(事件等の個数等)

第4条 弁護士報酬は、一件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、一件とする。ただし、第3章第1節において、たいようが引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

(弁護士の報酬請求権)

第5条 たいようは、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができる。

2 次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは、たいようは、第2章ないし第5章及び第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲内で軽減することができる。

- 一 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。
- 二 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。

(弁護士法人の説明義務等)

- 第6条 たいようは依頼者に対し、あらかじめ弁護士報酬等について、十分に説明しなければならない。
- 2 たいようは、事件等を受任したときは、特段の事情が無い限り速やかに委任契約書を作成しなければならない。
  - 3 委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬等の額及び支払時期その他の特約事項を記載する。
  - 4 たいようは、依頼者から申し出のあるときは、弁護士報酬等の額、その算出方法及び支払時期に関する事項等を記載した弁護士報酬説明書を交付しなければならない。ただし、前2項に定める委任契約書を作成した場合は、この限りでない。

(弁護士報酬の減免等)

- 第7条 依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別の事情があるときは、たいようは、第3条及び第2章ないし第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬の支払時期を変更し又はこれを減額若しくは免除することができる。
- 2 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事情により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、たいようは、第3章の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、着手金を減額して、報酬金を増額することができる。ただし、着手金及び報酬金の合計額は、第16条の規定により許容される着手金と報酬金の合計額を超えてはならない。

(弁護士報酬の特則による増額)

- 第8条 依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合において、前条第2項又は第2章ないし第4章の規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、たいようは、依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができる。

(消費税に相当する額)

- 第9条 この規定に定める額は、弁護士の役務に対して課せられる消費税の額を含まないものとする。

## 第2章 法律相談料等

(法律相談料)

- 第10条 法律相談料は、次表のとおりとする。

一般市民法律相談料	30分ごとに3,000円
事業者法律相談料	30分ごとに5,000円以上

- 2 前項の一般市民法律相談とは、事件単位で個人から受ける法律相談であって、事業に

関する相談を除くものをいい、事業社法律相談とは、事業に関する法律相談をいう。

- 3 一般市民法律相談において、債務整理の相談を内容とするものは当分の間初回相談（30分）無料とする。

（書面による鑑定料）

第 11 条 書面による鑑定料は、次表のとおりとする。

書面による鑑定料	20 万円以上
----------	---------

2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、前項に定める額を超える書面による鑑定料を受けることができる。

### 第 3 章 着手金及び報酬金

（民事事件の着手金及び報酬金の算定基準）

第 12 条 本節の着手金及び報酬金については、この規程に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

（経済的利益—算定可能な場合）

第 13 条 前条の経済的利益の額は、この規程に特に定めのない限り、次のとおり算定する。

- 一 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）
- 二 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
- 三 継続的給付債権は、債権総額の 10 分の 7 の額。ただし、期間不定のものは、5 年分の額
- 四 賃料増減額請求事件は、増減額分の 5 年分の額
- 五 所有権は、対象たる物の時価相当額
- 六 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の 2 分の 1 の額。ただし、その権利の時価が対象たるものの時価の 2 分の 1 の額を超えるときは、その権利の時価相当額。
- 七 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の 3 分の 1 の額を加算した額。建物についての、占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の 3 分の 1 の額を加算した額
- 八 地役権は、承役地の時価の 2 分の 1 の額
- 九 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- 十 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第 5 号、第 6 号、第 8 号及び前号に準じた額
- 十一 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- 十二 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の 3 分の 1 の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額
- 十三 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の 3 分の 1 の額
- 十四 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額
- 十五 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権

額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）

（経済的利益算定の特則）

第14条 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、たいようは、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで、減額しなければならない。

- 2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、たいようは、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額することができる。
  - 一 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
  - 二 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

（経済的利益—算定不能な場合）

第15条 第13条により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円とする。

- 2 たいようは、依頼者と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

（民事事件の着手金及び報酬金）

第16条 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件の着手金及び報酬金は、この規程に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%	16%
300万円を超え3000万円以下の部分	5%	10%
3000万円を超え3億円以下の部分	3%	6%
3億円を超える部分	2%	4%

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 民事事件につき、たいようが引き続き上訴事件を受任するときは、前2項にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 4 前3項の着手金及び報酬金は、20万円を最低限とし、経済的利益が250万円を超え420万円以下の場合には着手金30万円を標準額とする。

（調停事件及び示談交渉事件）

第17条 調停事件及び示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）事件の着手金及び報酬金は、この規程に特に定めのない限り、それぞれ前条又は第20条の各規定を準用する。ただし、それぞれの規定により算定された額の3分の2に減額することができる。

- 2 示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、この規程に特に定めのない限り前条又は20条の各規定により算定された額の2分の1とする。
- 3 示談交渉事件又は調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、こ

の規程に特に定めのない限り、前条又は第 20 条の各規定により算定された額の 2 分の 1 とする。

- 4 前 3 項の着手金及び報酬金は、15 万円（第 20 条の規定を準用するときは、10 万円）を最低額とする。ただし、経済的利益の額が 125 万円未満の事件の着手金は、事情により 15 万円（第 20 条の規定を準用するときは 10 万円）以下に減額することができる。

（契約締結交渉）

第 18 条 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300 万円以下の部分	2%	4%
300 万円をこえ 3000 万円以下の部分	1%	2%
3000 万円を超え 3 億円以下の部分	0.5%	1%
3 億円を超える部分	0.3%	0.6%

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前 2 項の着手金及び報酬金は、15 万円を最低額とする。
- 4 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料を請求することができない。

（督促手続事件）

第 19 条 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金
300 万円以下の部分	2%
300 万円を超え 3000 万円以下の部分	1%
3000 万円を超え 3 億円以下の部分	0.5%
3 億円を超える部分	0.3%

- 2 前項の着手金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前 2 項の着手金は、5 万円を最低額とする。
- 4 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第 16 条又は 20 条の規定により算定された額と前 3 項の規定により算定された額との差額とする。
- 5 督促手続事件の報酬金は、第 16 条又は第 20 条の規定により算定された額の 2 分の 1 とする。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができない。
- 6 督促手続事件に引き続き、民事執行事件を受任するときは、たいようは、第 1 項ないし前項の着手金または報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第 16 条の規定により算定された額の 3 分の 1 を、報酬金として同条の規定により算定された額の 4 分の 1 を、それぞれ受けることができる。

（手形、小切手訴訟事件）

第 20 条 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
---------	-----	-----

300万円以下の部分	4%	8%
300万円を超え3000万円以下の部分	2.5%	5%
3000万円を超え3億円以下の部分	1.5%	3%
3億円を超える部分	1%	2%

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前2項の着手金及び報酬金は、10万円を最低額とする。
- 4 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第16条の規定により算定された額と前3項により算定された額との差額とし、その報酬金は、第16条の規定を準用する。

(離婚事件)

第21条 離婚事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、たいようが引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
離婚調停事件又は離婚交渉事件	それぞれ20万円以上40万円以下
離婚訴訟事件	それぞれ25万円以上50万円以下。但し、幼年の子ども親権が争われている事案において、相手方が妻である場合には、最低着手金を35万円とする。

- 2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときは、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の2分の1とする。
- 3 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときは、第1項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1とする。
- 4 前3項において、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、たいようは、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第16条又は第17条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。
- 5 前4項の規定にかかわらず、たいようは、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(境界に関する事件)

第22条 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、次のとおりとする。ただし、たいようが引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

着手金及び報酬金	それぞれ20万円以上60万円以下
----------	------------------

- 2 前項の着手金及び報酬金は、第16条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定による。
- 3 境界に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。
- 4 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときは、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額の、それぞれ2分の1とする。
- 5 境界に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときは、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額の、それぞれ2分の1とする。

- 6 前 5 項の規定にかかわらず、たいようは、依頼者と協議のうえ、境界に関する事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(借地非訟事件)

第23条 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次表のとおりとする。ただし、たいようが引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

借地権の額	着手金
5000 万円以下の場合	20 万円以上 50 万円以下
5000 万円を超える場合	前段の額に 5000 万円を超える部分の 0.5%を加算した額

- 2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとする。ただし、たいようは、依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
- 一 申立人については、申立が認められたときは借地権の額の 2 分の 1 を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の 2 分の 1 を、それぞれ経済的利益の額として、第 16 条の規定により算定された額
  - 二 相手方については、その申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の 2 分の 1 を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の 7 年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第 16 条の規定により算定された額
- 3 借地非訟に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第 1 項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ 3 分の 2 に減額することができる。
- 4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第 1 項の規定による額の 2 分の 1 とする。
- 5 借地非訟に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第 1 項の規定による額の 2 分の 1 とする。

(建物明渡に関する事件)

第24条 賃貸借契約に基づく建物明渡請求事件の着手金は、賃料の 3 か月分以上、成功報酬を賃料の 4 か月分以上とする。但し、着手金は 20 万円を最低限とする。

(保全命令申立事件等)

第25条 仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第 16 条の規定により算定された額の 2 分の 1 とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の 3 分の 2 とする。

- 2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第 16 条の規定により算定された額の 4 分の 1 の報酬金を受けることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の 3 分の 1 の報酬金を受けることができる。
- 3 第 1 項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第 16 条の規定に準じて報酬金を受けることができる。
- 4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第 1 項および第 2 項の規定を準用する。



- 5 第 1 項の着手金及び第 2 項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。
- 6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、15 万円を最低限とする。

(民事執行事件等)

- 第26条 民事執行事件の着手金は、第 16 条の規定により算定された額の 2 分の 1 とする。
- 2 民事執行事件の報酬金は、第 16 条の規定により算定された額の 4 分の 1 とする。
  - 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は第 16 条の規定により算定された額の 3 分の 1 とする。
  - 4 執行停止事件の着手金は、第 16 条の規定により算定された額の 2 分の 1 とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の 3 分の 1 とする。
  - 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第 16 条の規定により算定された額の 4 分の 1 の報酬金を受けすることができる。
  - 6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、5 万円を最低額とする。

(倒産整理事件)

第27条 破産、民事再生、会社整理、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とする。ただし、右各事件に関する保全事件の弁護士報酬は、右着手金に含まれる。

- 一 事業者の自己破産事件 50 万円以上  
なお、以下の(参考)で示す裁判所で求められる予納金と同額を弁護士着手金の目安とする。
- 二 非事業者の自己破産事件 25 万円以上  
なお、管財人等選任事件に関しては 40 万円以上とする。但し、法人と共に受任した代表者等で個人資産が自由財産の範囲内のみでかつ免責不許可となる事由が見当たらない場合は、原則に従って 25 万円以上とする。
- 三 自己破産以外の破産事件 50 万円以上
- 四 事業者の民事再生事件 200 万円以上  
なお、裁判所であらかじめ規定する予納金と同額を弁護士着手金の目安とする。
- 五 非事業者の民事再生事件 30 万円以上 (住宅資金特別条項を利用する場合は 35 万円以上)
- 六 会社整理事件 100 万円以上
- 七 特別清算事件 100 万円以上
- 八 会社更生事件 200 万円以上
- 九 事業者の特定調停事件 100 万円以上

- 2 前項の各事件の報酬金は、依頼者と協議の上定めるものとする。ただし、前項第 1 号及び第 2 号の事件は、原則として報酬請求はしないこととし、事務処理が当初予測より多大なものとなった場合に限り、報酬金を受けすることができる。

(参考) 破産予納金

負債総額	法人	自然人
5000 万円未満	70 万円	50 万円
5000 万円～1 億円未満	100 万円	80 万円
1 億円～5 億円未満	200 万円	150 万円

5 億円～10 億円未満	300 万円	250 万円
10 億円～50 億円未満	400 万円	400 万円
50 億円～100 億円未満	500 万円	500 万円
100 億円～	700 万円～	700 万円～

(任意整理事件)

第28条 貸付の返済額、返済方法等を交渉する任意整理事件（利息制限法を超える金額での貸付を原則として対象とする）の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とする。

一 事業者の任意整理事件で交渉のみで終了する見込みのものについては、債権者数に5万円を乗じた金額を債務整理着手金とする。但し、最低着手金を10万円とし、たいようは、この着手金につき、訴訟が必要になるなど事案の性質に鑑み、依頼者と協議の上、適正な金額に増減させることができる。報酬に関しては、債務減額分の10%、過払い金取得額の20%とする。但し、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて増減が可能なものとする。

二 非事業者の任意整理事件で交渉のみで終了する見込みのものについては、債権者数に3万円を乗じた金額を債務整理着手金とする。但し、弁護士は、この着手金につき、訴訟が必要になるなど事案の性質に鑑み、依頼者と協議の上、適正な金額に増減させることができる。報酬に関しては、債務減額分の5%、過払い金取得額の20%とする。

2 前項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは前項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることができる。

(行政上の不服申立事件)

第29条 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第16条の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金は、同条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用する。

2 前項の着手金は、20万円を最低額とする。

(刑事事件の着手金)

第30条 刑事事件の着手金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容	着手金
起訴前及び起訴後（第1審及び上訴審をいう。以下同じ。）の事案簡明な事件	20万円以上
起訴前及び起訴後の前段以外の事件及び再審事件	40万円以上
再審請求事件	50万円以上

2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いが無い情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く。）、上告審は事実関係に争いが無い情状事件をいう。

(刑事事件の報酬金)

第31条 刑事事件の報酬金は次表のとおりとする。

刑事事件の内容		結果	報酬金
事案簡明な事件	起訴前	不起訴	20万円以上 40万円以下
		求略式命令	前段の額を超えない額
	起訴後	刑の執行猶予	20万円以上 40万円以下
		求刑された刑が軽減された場合	前段の額を超えない額
前段以外の事件	起訴前	不起訴	30万円以上
		求略式命令	30万円以上
	起訴後（再審事件を含む。）	無罪	50万円以上
		刑の執行猶予	30万円以上
		求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額
		検察官上訴が棄却された場合	30万円以上
再審請求事件		50万円以上	

2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいう。

（起訴前刑事事件につきたいようが引き続き受任した場合等）

第32条 起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除く。）され、引き続きたいようが起訴後の事件を受任するときは、第29条に定める着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。

- 2 刑事事件につきたいようが引き続き上訴事件を受任するときは、第29条及び第30条の規定にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 3 たいようは、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

（検察官の上訴取下げ等）

第33条 検察官の上訴取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護士が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第30条の規定を準用する。

（保釈等）

第34条 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、相当な額を受けることができる。

（告訴、告発等）

第35条 告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、1 件につき 15 万円以上とし、報酬金は、依頼者との協議により受けることができる。

(少年事件の着手金及び報酬金)

第36条 少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ。）の着手金は、次表のとおりとする。

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致前及び送致後	20 万円以上 40 万円以下
抗告、再抗告及び保護処分取消	20 万円以上 40 万円以下

2 少年事件の報酬金は、次表のとおりとする。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	30 万円以上
その他	20 万円以上 50 万円以下

3 たいようは、着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致以前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前 2 項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合)

第37条 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第 4 条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても 1 件の事件とみなす。

- 2 少年事件につき、たいようが引き続き抗告審等を受任するときは、前条の規定にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して 1 件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、本章第 2 節の規定による。ただし、たいようが引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

(成年後見等申立事件)

第38条 成年後見申立、保佐申立、補助申立の着手金は 15 万円以上とする。

- 2 前項の各事件の報酬金は、依頼者と協議の上定めるものとする。

## 第4章 手数料

(手数料)

第39条 手数料は、この規程に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定する。なお、経済的利益の額の算定については、第 13 条ないし第 15 条の規定を準用する。

一 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
証拠保全（本案事件を併	基本	20 万円に第 16 条第 1 項の着手金の規定により算

せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる。)		定された額の 10%を加算した額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	たいようと依頼者との協議により定める額
即決和解（本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することはできない。）	示談交渉を要しない場合	300 万円以下の部分 10 万円 300 万円を超え 3000 万円以下の部分 1% 3000 万円を超え 3 億円以下の部分 0.5% 3 億円を超える部分 0.3%
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第 17 条又は第 21 条ないし第 23 条の各規定により算定された額
公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額
倒産整理事件の債権届出	基本	5 万円
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	たいようと依頼者との協議により定める額
簡易な家事審判(家事審判法第 9 条第 1 項甲類に属する家事事件で事案簡明なもの)		10 万円以上 20 万円以下 成年後見、保佐、補助の申し立ては 15 万円以上

## 二 裁判外の手数料

項目	分類		手数料
法律関係調査(事実関係調査を含む。)	基本		10 万円以上
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者との協議により定める額
契約書類及びこれに準ずる書類の作成 (既に作成された契約書面等の法的確認は作成料の半額とする)	定型	経済的利益の額が 1000 万円未満のもの	5 万円以上 10 万円以下
		経済的利益の額が 1000 万円以上 1 億円未満のもの	10 万円以上 30 万円以下
		経済的利益の額が 1 億円以上のもの	30 万円以上
	非定型	基本	300 万円以下の部分 10 万円 300 万円を超え 3000 万円以下の部分 1% 3000 万円を超え 3 億円以下の部分 0.3% 3 億円を超える部分 0.1%
		特に複雑又は特殊な事情がある	弁護士と依頼者との協議により定める額

	場合		
	公正証書にする場合		右の手数料に 3 万円を加算する
内容証明郵便作成 (但し、郵便送付後に相手方との交渉が見込まれる場合は、この項によらず、第 17 条による)	弁護士名の表示なし	基本	3 万円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	たいようと依頼者との協議により定める額
	弁護士名の表示あり	基本	5 万円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
遺言書作成	定型		10 万円以上 20 万円以下
	非定型	基本	300 万円以下の部分 20 万円 300 万円を超え 3000 万円以下の部分 1% 3000 万円を超え 3 億円以下の部分 0.3% 3 億円を超える部分 0.1%
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		右の手数料に 3 万円を加算する
遺言執行	基本		300 万円以下の部分 30 万円 300 万円を超え 3000 万円以下の部分 2% 3000 万円を超え 3 億円以下の部分 1% 3 億円を超える部分 0.5%
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者との協議により定める額
	遺言執行に裁判手続を要する場合		遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができる。
会社設立等	設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算、特別清算		資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額。ただし、合併又は分割については 200 万円を、通常清算又は特別清算については 100 万円を、その他の手続については 10 万円を、それぞれ最低額とする。 1000 万円以下の部分 4% 1000 万円を超え 2000 万円以下の部分 3% 2000 万円を超え 1 億円以下の部分 2% 1 億円を超え 2 億円以下の部分 1% 2 億円を超え 20 億円以下の部分 0.5% 20 億円を超える部分 0.3%

会社設立等以外の登記	申請手続き		1 件 5 万円。ただし、事案によっては、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減資することができる。
	交付手続		登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、1 通につき 1、000 円とする。
株主総会等指導	非上場会社	基本	10 万円以上
		総会等準備も指導する	30 万円以上
		総会当日に弁護士が現地で指導する。	50 万円以上
	上場会社	基本	30 万円以上
		総会等準備も指導する	50 万円以上
		総会当日に弁護士が現地で指導する	100 万円以上
現物出資等証明（商法第 173 条第 3 項等及び有限会社法第 12 条の 2 第 3 項等に基づく証明）			1 件 30 万円。ただし、出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
労働紛争における団体交渉同席			事件手数料と別に 30 万円以上 2 回以上の同席の場合は、追加 1 回につき 10 万円以上
自賠償請求（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による損害賠償請求）	事案簡明な場合		給付金額が 150 万円以下の場合 3 万円給付金額が 150 万円を超える場合 給付金額の 2%
	損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合		弁護士は、依頼者との協議により、前段の額を適正妥当な範囲内で増減することができる。

## 第5章 時間制

（時間制）

第44条 たいようは、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第 2 章ないし第 4 章及び第 7 章の規定によらないで、一時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができる。

- 2 前項の単価は、1 時間ごとに 2 万円以上とする。
- 3 たいようは、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練等を考慮する。
- 4 たいようは、時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができる。

## 第6章 日当

(日当)

第43条 日当は、次表のとおりとする。

半日（往復 2 時間を超え 4 時間まで）	3 万円以上 5 万円以下
一日（往復 4 時間を超える場合）	5 万円以上 10 万円以下

- 2 前項にかかわらず、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減資することができる。
- 3 たいようは、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができる。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、大洲事務所所属弁護士が八幡浜簡易裁判所へ出張する際は、日当を半日 1 万 5000 円とする。

## 第7章 実費等

(実費等の負担)

第44条 たいようは、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。

- 2 たいようは、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。

(交通機関の利用)

第45条 たいように所属する弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができる。

## 第8章 委任契約の清算

(委任契約の中途終了)

第46条 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、たいようは、依頼者との協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求する。

- 2 前項において、委任契約の終了につき、たいようのみに重大な責任があるときは、たいようは受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、たいようが既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、たいようは、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことができる。
- 3 第 1 項において、委任契約終了につき、たいように責任がないにもかかわらず、依頼者がたいようの同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、たいようは、弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、たいようが委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

(事件等処理の中止等)

第47条 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払を遅滞したときは、たいようは、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。



2 前項の場合には、たいようは、あらかじめ依頼者にその旨を通知しなければならない。但し、その通知は発送をもって効力を発するものとし、たいようはその不達の責任を負わない。

(弁護士報酬の相殺等)

第48条 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、たいようは、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。

2 前項の場合には、たいようは、すみやかに依頼者にその旨を通知しなければならない。

(協議事項)

第49条 たいようは、事案の性質、事務処理量の多寡、依頼者の経済状況その他の事情を総合的に勘案して、依頼者と相談の上、本規定に定める範囲を超えて弁護士報酬を増減させ、又はその支払期日につき変更をすることができる。

(任意規定性)

第50条 弁護士報酬は、たいようと依頼者との個別契約によって定めるものとし、個別契約の内容は、本規定に優先する。

## 附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。